

# スマートさとやま地域

一定の要件を満たす地域を「スマートさとやま地域」と認定し、**県補助金の優遇措置を設置し、その取組みを支援**

概要

## ■要件

以下すべての要件を満たす地域

- (1) 「富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例」で定める中山間地域にあること。
- (2) 地域単位は、原則、旧小学校区単位など一定の生活圏であること。
- (3) 住民主体の話し合いに基づく、地域のまちづくり計画を作成していること。
- (4) 地域において、地域課題の解決に取り組む地域運営組織（法人格の有無は問わない）が形成されていること。

■流れ 3月頃：市町照会（要件を満たす地域の提案） 4月頃：県で認定

## ■優遇措置等

- (1) 令和新時代まちづくり推進事業（補助額・補助率を通常より加算）
- (2) 中山間地域チャレンジ支援事業（助成対象の1つが「スマートさとやま地域」のまちづくり計画に基づく事業）

※「スマートさとやま地域」の認定が上記事業における採択を確約するものではありません。

## （現在の認定地域：15地域）

魚津市：上中島地域、上野方地域、西布施地域、片貝地域

富山市：黒瀬谷地域

砺波市：梅檀野地域

南砺市：井波地域、山野地域

小矢部市：北蟹谷地域

氷見市：宮田地域、東地域、仏生寺地域、久目地域、明和地域、余川地域



地域住民のコミュニティ拠点例